

⚠ 前回オンラインで申請された方は、オンライン申請をご利用ください。

Step 1

前回申請時の支給・不支給決定通知書に同封された、 2回目以降用の支給申請書類をお使いください。

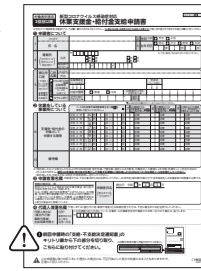
前回の支給・不支給決定通知書のキリトリ線から下の部分を切り取って、2回目以降用の支給申請書の該当箇所にしっかり糊で貼り付けたいうえ、ご記入ください。

- (申請書類は以下からもダウンロードができます。)
- 支給申請書 / <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000654680.pdf>
 - 支給要件確認書 / <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000654682.pdf>

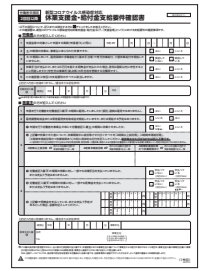
※それぞれ1枚目(記入面)をご提出ください。

申請書類への記入もれ・添付書類の不備・郵送代金の不足などの場合、書類一式は返送となります。

記入もれや不備がないか封入前に十分にご確認ください。
ご不明の点はコールセンター(0120-221-276)にお問い合わせください。
支給申請書、支給要件確認書および添付書類に偽りの記入をして提出した場合は、不正行為として処分の対象となることがあります。正確にご記入ください。



支給申請書
<1枚目>



支給要件確認書
<1枚目>

⚠ 前回申請時の「支給・不支給決定通知書」下部「支援金等対象者番号・氏名(カナ)」を切り取って必ず貼ってください。

Step 2

以下の書類を用意し、それぞれA4サイズのコピーを添付してください。

①申請者本人であることが確認できる書類の写し

運転免許証(住所変更ない場合、表面のみ)・マイナンバーカード(表面のみ)などのコピー
※顔写真なしの健康保険証などの書類は2種類の異なる書類のコピー(健康保険証の保険者番号および被保険者等記号・番号は塗りつぶして提出してください)。
学生証や社員証は顔写真付きであっても他の書類とあわせて2種類必要です。
なお、個人番号通知書および通知カードは本人確認書類として利用できません。

⚠ 前回申請時から変更がない場合は不要です

②振込先口座を確認できる書類の写し

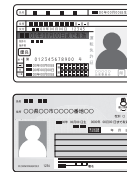
キャッシュカード・通帳 などのコピー

⚠ 前回申請時から変更がない場合は不要です

③休業中の賃金額が確認できる書類の写し

給与明細・賃金台帳 などのコピー

①運転免許証、マイナンバーカード等の写し
※前回申請時から変更があるときのみ

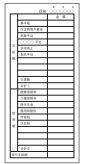


②キャッシュカードや通帳等の写し
※前回申請時から変更があるときのみ



通帳の場合、開いた1・2ページ目をコピーしてください。

③給与明細や賃金台帳等の写し



Step 3

上記書類をすべて封筒に入れてから右下の宛名を貼り、切手を貼ってご投函ください。

※封筒はご自身でご用意ください。



①準備した申請書類・添付書類を封入してください。

※封をする前に、Step1・Step2で用意した必要書類がすべて入っているか、書類の記入もれがないか、不要な書類が紛れていないか再度ご確認ください。



②右の宛名台紙に申請者の住所・氏名のご記入後、送付前チェックをご確認いただき、切り取って封筒に貼付してください。

※宛名台紙が封筒からはがれてしまうと届きません。しっかりと貼ってください。



③切手を貼ってください。

※郵便物の重さにより、貼っていただく切手の金額が異なります。
下記サイトにてご確認ください。
<日本郵政ホームページ>
<https://www.post.japanpost.jp/cgi-simulator/envelope.php>



④ポストに投函してください。

※ハローワークなど窓口での受付は行っておりません。

✂ キリトリ

600-8799

(受取人)
日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対応
休業支援金・給付金担当 行

住所	〒 _____
(フリガナ)	
氏名	_____

送付前 チェック	下記の書類は揃っていますか?
	<input type="checkbox"/> 支給申請書 <input type="checkbox"/> 支給要件確認書
	<input type="checkbox"/> 申請者本人であることが確認できる書類の写し
	<input type="checkbox"/> 振込先口座を確認できる書類の写し
	<input type="checkbox"/> 休業中の賃金額が確認できる書類の写し

⚠ 封筒に切手を貼ってください。